

(意見書案第8号)

2007年度政府予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

教育の機会均等と義務教育費無償の原則は、憲法第26条で定められており、すべての国民に対し義務教育を保障することは、国の重要な責任である。

このことから、全国のどの地域においても、すべての子供たちに一定水準の教育機会を保障するため、今日まで義務教育費国庫負担制度が設けられている。

しかし、現在、義務教育費国庫負担金が削減され、さらに「三位一体改革」の議論の中で、この制度全体の見直しが検討されている。

この制度が廃止されれば、地方財政における義務教育費の確保が困難になり、教育条件の地域間格差が生じる恐れがある。

とりわけ、広大な地域に小規模校が点在している北海道では、市町村間の格差が拡大することが危惧されるだけでなく、教育水準の低下をもたらしかねない。

よって、国においては、教育財源の確保と義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月29日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

宛